

午前10時59分 開会

【福本委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議 長 挨 拶

1 議事運営について

【福本委員長】 先ほど本会議において、委員会付託の省略についての簡易表決で、虹の会の石田議員から異議ありとの発言があった。委員会付託を省略することを議長が簡易表決でお諮りした経緯と、異議ありの場合の対応について、事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件については、11月18日の本委員会において、大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、市側から、本日の本会議において、即決にて議決をお願いしたい旨の説明を受け、本委員会は、既にこれを了承している。このことから、議長は、本件の委員会付託省略について、簡易表決にてお諮りされたところ、石田議員から異議ありとの発言があったものである。これは前例が見当たらない極めて異例の事態と承知しているので、このように簡易表決で異議があったときの流れについて説明する。

簡易表決は、会議規則第75条において、「議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない」ことが規定されている。このため、この後の本会議再開後は、まず初めに、議長は、異議のある議員の挙手を求めることとなる。そこで、もし挙手が5人以上の場合は、異議の申立てが成立し、起立による採決となる。次の流れは、議長が、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求める、とお諮りするので、委員会付託を省略することに賛成の議員は起立し、起立多数の場合は、委員会付託を省略することになる。逆に、起立少数の場合は、委員会付託の省略が否決となり、その後の流れを確認しなければならない状況になるため、再度本委員会を開催し、この後の対応について協議していただかなければならなくなる。

【福本委員長】 この後、本会議を再開し、事務局から説明した手順で、議長から諮られることになるので、所属会派の議員への周知をお願いする。

【石田委員】 なぜ異議ありとしたのか説明する。本委員会において付議事件の説明がなされた際は、即決することに了承した。しかし、この間、採決をするために必要最低限の情報を、市側に議員調査や議案質疑で求めてきたが、財源をどこから引っ張ってくるのかということについて全く示されていない。また、本当は11月に提出されるはずだった財政健全化プランに関しても、遅れているという理由で12月の提出となり、あまりにもお粗末と言わざるを得ない。このような、前提となる情報がない状況下では、責任を持った採決ができず、地方自治法第96条の議決権に関わってくる。その中で採決を強制されることはあり得ない。少なくとも総務常任委員会を開催し、その後に採決をすることが必要である。これらのことをお含みいただいた上で賛否を示していただきたい。

【福本委員長】 ほかになければ、以上で閉会する。

午前11時06分 閉会